

請願・陳情手続きの流れ

県議会に意見や要望
を伝えたい

県民の皆様

請願

陳情

議員の紹介
必要

次の内容で書面
を作成します。

議員の紹介
不要

請願書

年 月 日

高知県議会 議長
〇〇 〇〇 様

請願者 住所
氏名 印

紹介議員 氏名 印

〇〇〇〇〇〇について (5件名)

請願の趣旨及び理由 (6)

請願の項目 (7)

【請願書】

▼記載内容

- ①提出日
- ②請願者住所
- ③請願者氏名(署名または記名+押印)
- ④紹介議員氏名(署名または記名+押印)
- ⑤件名
- ⑥請願の趣旨及び理由
- ⑦請願の項目

》 請願書様式(Word2003)

陳情書

年 月 日

高知県議会 議長
〇〇 〇〇 様

陳情者 住所
氏名 印

〇〇〇〇〇〇について (4件名)

陳情の趣旨及び理由 (5)

陳情の項目 (6)

【陳情書】

▼記載内容

- ①提出日
- ②陳情者住所
- ③陳情者氏名(署名または記名+押印)
(※陳情書は紹介議員が不要です)
- ④件名
- ⑤陳情の趣旨及び理由
- ⑥陳情の項目

》 陳情書様式(Word2003)

提出

提出

高知県議会 (議長宛)

県議会事務局まで直接お持ちいただくか、郵送での提出も可能です
780-8570 高知市丸ノ内 1-2-20 高知県議会事務局 あて

付託

所管の常任委員会で審査

審査結果を本会議に報告

本会議で採決

採択された請願は
執行機関に送付し
措置を求める

請願書提出者に審査結果を通知

陳情書を要約したものを
議場で全議員に配付

※ただし、次のようなものは、議場で配付されず、
議長において処理されることになります。

- 1. 陳情の性格が私的なもの
- 2. 直接県の事務にかかわりなく、全国的な陳情を行っているもの
- 3. 電報、葉書、メール等によるもの
- 4. 陳情者の「自筆による署名又は記名押印」がないもの

陳情書提出者に対する通知はありません